

第1章 子ども権利条例案づくりはこうして始まった

1 子ども権利条例案づくりに至るまで

川崎市における子どもの権利に関する取組は、1986年に発表された川崎市教育懇談会報告書『いきいきとした川崎の教育をめざして』が大きな転機になりました。これは、深刻化する青少年問題の解決の糸口を探ろうと、「いま、子ども達は元気か。おとな達は元気か。」という視点で2年間にわたって市内全域で展開された市民討議をもとに、今後の川崎の教育のあり方をまとめたものです。この中で、子どもの生きる力を育むことと、いきいきとした子ども期を送ることができるよう、いきいきとした学校のあり方や家庭・地域の教育力の創造がうたわれ、「地域教育会議」等の取組へと発展しています。

その後、地域の市民館等では、子どもの権利に目を向けた社会教育活動が活発に行われ、「子どもの権利条約」を学習する市民グループなども各地で生まれています。

そして、1994年（平成6年）5月の「子どもの権利条約」国内批准発効以後は、その理念の具現化に向けた取組が、多くの部局で進められてきました。

例えば、教育委員会では、以下のような事業が取り組まれています。

- 子ども向け「子どもの権利条約」紹介パンフレットの作成・配布〔1994年度より毎年〕
〔「子どもの権利条約」を、当事者である子どもたちにわかるように、小学校低学年用、高学年用、中・高校生用の3種類に分けて作成し、毎年継続して発行している。〕
- 子ども向け「相談機関紹介カード」の作成・配布。〔1996年度より毎年〕
〔悩んだ時に電話で相談できる機関の一覧を、生徒手帳に入る大きさにまとめ、市内の全児童・生徒に配布している。〕
- 「子どもの権利条約」の市民むけ広報（「教育だより」や「市政だより」の活用）
- 「子ども議会」の開催（小学生の部、中学生の部）〔1994年度〕
〔市議会議場を使用し、子ども議員が市長や各局長に質問や意見を述べ答弁を求める形で子ども議会を開催した。〕
- 「子ども会議」の全市的な展開〔1994年度から一部地域で実施し、全市的に拡大〕
〔子ども議会をイベント的なものに終わらせずに、子どもたちが継続して意見表明できるよう、各行政区と中学校区の地域教育会議が自主的に子ども会議を開催している。〕
- 「全市子ども人権集会」の開催〔1996年度〕
〔“あらゆる人々がともに生きる地域社会をめざして”をテーマに学校・地域での話し合いを積み重ね、そのまとめの全市集会では“子ども人権アピール”が発表された。〕
- 「全市子ども集会」の開催〔1998年度〕
〔各地域で自主的にもたれる「子ども会議」を発展させ、地域で話し合われた内容を基に、ふだん意見を表明しにくい子どもたちも交え、全市子ども集会を開催した。〕
- 「人権尊重教育推進会議」の設置〔1994年度～〕
〔校長会、教職員組合等の教育関係者と教育委員会との間で、人権教育の推進をはかるための組織を設置し、子ども向け「権利条約」紹介パンフレット等も作成している。〕
- 「人権尊重教育推進委員会」を全校の校務分掌に設置〔1994年度～〕

〔市立学校の全てに、各学校が主体的に人権尊重教育を推進するための委員会組織を設置している〕

○「子どもの人権推進協力者会議」の設置〔1996年度～〕

〔市民団体や地域の市民組織と上記「人権尊重教育推進会議」とが、子どもの人権の視点でネットワーク化をはかる。「全市子ども人権集会」「全市子ども集会」等も主催。〕

○「子ども・夢・共和国」事業の展開〔1997年度～〕

〔子ども参加の新たな場づくりとして、全員公募による4年生以上の小学生、中学生で組織され、高校生・大学生もサポーターとして協力。“まちづくり”に子どもたちの意見を反映させようと定期的に会合を開き、子ども集会等の企画にも参画している。〕

また、市長部局においては、子どもの権利に関する施策として以下のような取組がなされています。

○「地方新時代市町村シンポジウム」の開催〔第5回1992年度、第10回1996年度、11回1997年度〕〔地方分権・自治をめざす取組として全国の自治体や市民によりかけて開催しており、「子どもと自治体」「子ども権利条例」等のテーマを取り上げている。〕

○「かわさき子ども総合プラン」の策定(1998年12月)

〔子どもの権利の尊重をうたった川崎市児童福祉審議会答申(1997年11月)に基づき、「子ども権利条例」の制定も課題にした子育て支援の総合的な計画として策定される。〕

○「川崎市人権指針」の策定作業（継続中）

〔「かわさき人権懇話会」(1997年10月～1998年7月)からの検討報告書「川崎市人権指針の策定に向けて」をうけ、市としての人権指針の策定作業がすすめられている。〕

○「川崎市青少年健全育成基本計画（仮称）川崎市青少年プラン」の策定作業（継続中）

〔川崎市青少年問題協議会では、「子どもの権利条約」の理念をふまえ、青少年の健やかな成長を支援する「(仮称)川崎市青少年プラン」の策定にむけて、その基盤となる指針づくりをすすめている。〕一方、「人間都市づくり」を目標に川崎市では、市民参加による市政の推進を図ってきています。1984年から2年にわたって全市で取り組んだ教育市民討議をふまえて川崎市教育懇談会が出した提言「いきいきとした川崎の教育をめざして」(1986年11月)や「生涯学習推進基本計画」(1993年3月)をもとに、地域では行政区と中学校区に「地域教育会議」を設置し、市民の自主的な話し合いをすすめてきています。さらに1998年度には、市民自らが条例案もつくってみる「市民立法ゼミナール」も開催されるなど、自治と分権をめざす様々な取組が行われています。

このような流れの中で、1998年度から、川崎市の「子ども権利条例」案の策定に向けた取組が開始されてきています。

2 「子ども権利条例検討連絡会議」「子ども権利条例調査研究委員会」の取組

(1) 条例案づくりの基本姿勢

「川崎市子ども権利条例検討連絡会議」と「川崎市子ども権利条例調査研究委員会」では、検討作業を進めるにあたって次のような基本的姿勢を行政の組織である「関係部局幹事会」と共通理解を図りながら、進めてきています。

①市民参加型の条例づくり

まず策定までのプロセスを重視し、市民と行政、おとなと子どものパートナーシップ¹の形成をめざします。そのため、市民の参加、子どもの参加ができる限り図りながら、市民・子どもと共に、川崎の地域に根ざした川崎らしい条例案を検討していきます。

②全庁的な体制で

条例案の策定にむけ、行政内部でも子どもにかかわる施策や事業を推進している部局・担当課の職員が、局のワクを越えて横に繋がり、全庁的に取り組んでいきます。各局で進めている子ども施策や制度の検証作業を全庁的にすすめ、条例制定後も視野に入れながら、情報の共有化と連携の土台づくりをめざしています。特に、「子ども総合プラン」や現在策定が進められている「青少年プラン」、「川崎市人権指針」との連携を図っていきます。

③実効的な条例を

条例は、子どもや市民が使えるものでなければなりません。子ども自身が利用でき、また、子ども自らの問題解決・社会参加を促し支援する条例案をめざしています。

子ども権利条例案策定のねらいとしては、当然、条例案そのものの策定もありますが、広く市民や子どもたちが身近な人権問題を考え、条例案策定の過程に一緒に参加し、条例の必要性やその内容を理解し、また成立後の条例を活用するようにしていくことが極めて重要なことだと考えています。

④子ども観の共有をめざす

条例案の策定作業にあたっては、子どもを広く社会の中に位置づけてとらえ、さまざまな場や関係性の中で育ちゆく子ども像をとらえていきたいと考えています。0歳から18歳までの各段階にあわせ、子どもの権利保障の課題を、時間的にまた地域社会への広がりの中でとらえるようにしていくことが大切だと思うからです。

また、「子ども」というくくり方で、一人ひとり違った背景や個性をもつ個々の子どもの存在を見失うことのないようにしていきたいと考えています。

(2) 条例案づくりのすすめ方

上記の視点を踏まえながら、現在、次のような組織等を設置して、2000年春の答申をめざして、条例案の策定にむけた検討作業をすすめています。

□「子ども権利条例検討連絡会議」…学識経験者と市民・関係団体代表が集まり、市長の諮詢を受け、条例に盛り込む内容を策定する。(20名)

□「子ども権利条例調査研究委員会」…学識経験者と市民・子ども代表で構成し、子どもをめぐる課題や行政施策の検証をしながら、市民・子どもの意見を集約し、条例案の骨子をまとめる。検討連絡会議と連動しながら作業部会的な役割をはたす。(21名)

なお、調査研究をより深めるために、調査研究委員会の中に「小委員会」を設置し、小委員会の代表を中心とした「世話人会」を組織して、調査研究委員会活動の円滑な遂

¹ パートナーシップー対等な協力関係

行を図る。また、調査研究委員会の子ども委員と連携して、さらに広く子どもの意見を求めるため、「子ども委員会」を公募により設置する。

- 「市民サロン」（全員公募）…市民の自主的な参加と運営により、自由に意見交換し、調査研究委員会委員等とも協議をしながら条例案を考え合っていく。
- 地域教育会議等を推進母体として、各地域で自主的に開催される「教育を語るつどい」や「子ども会議」での意見を集約していく。
- 全市の子ども集会や市民集会の中で一緒に考え合い、その意見を集約していく。
- 市民からの手紙やホームページへのメール等でも幅広く意見を求める。
- 関係部局幹事会…教育委員会を事務局に、関係局の職員で構成し全庁的な取組をめざす。

川崎市子ども権利条例（案）策定までの計画

